

令和5年 第8回選挙管理委員会会議録（要旨）

日時 — 令和5年7月20日（木） 午前10時00分～午前10時50分
場所 — 高層館12階 選挙管理委員会
出席者 — （委員）中井委員長、星原委員長代理、山口委員
（事務局）中井事務局長、新家主幹、清瀬係長、井上主査

（中井委員長）

ただいまから、第8回選挙管理委員会を開催します。

本日は、松井委員は欠席されております。

本日の案件は三つございまして、一つ目が、公職選挙法等改正に関する要望について、二つ目が、令和5年度指定都市選挙管理委員会連合会通常会議についての報告、三つ目が、その他案件です。

それでは、案件1についての説明をお願いします。

（清瀬係長）

来月8月16日、17日に本市が幹事市として開催いたします、指定都市選挙管理委員会連合会主管課長・係長研究会議の中で議論いたします、「公職選挙法等改正に関する要望」について、説明させていただきます。

こちらの案件は、2年に1度、総務省や国会議員に対し連合会が実施しております公職選挙法等の改正要望に関するものでございます。

令和4年度に、前回の要望行動を行ってございまして、令和5年度は、令和6年度の要望行動に備えて、内容を精査し、法改正の要望を作成することとなっております。

1ページを御覧ください。令和6年度の要望行動に向けたスケジュール案となっております。

まず、令和5年度の春に事務局長会議と通常会議がございました。8月の主管課長・係長研究会議におきましては、各市へ照会した要望項目の回答結果をもとに、協議いたします。

9月頃にブロック別会議で要望項目の要望文の整理、新規項目の要望の可否の検討などを行いまして、各ブロックで検討した項目につきまして、秋に新潟市で開催される主管課長・係長研究会議でとりまとめを行います。

その後、岡山市で開催される事務局長会議で、主管課長・係長研究会議でのとりまとめ内容の報告を行いまして、事務局案のとりまとめを行います。

そして、冬に開催されます委員長会議と役員会議におきまして、事務局案の説明、要望書文案の確定を行うこととなっております。

令和6年度になりますと、春に大阪市で開催予定の事務局長会議で要望文案の説明と確認を行った上で、千葉市で開催予定の通常会議で最終の承認を得まして、要望行動の実施を予定しております。

続きまして、3ページから12ページまでの「公職選挙法等改正に関する要望書」、13

ページから 32 ページまでの「公職選挙法等改正に関する要望書（総務省に対する要望項目）」について説明いたします。

こちらに添付している資料につきましては、令和 4 年度の要望書でございます。

まず、「公職選挙法等改正に関する要望書」はA要望と呼ばれまして、各市に共通する重要事項につき緊急な法改正要望が必要と考え、国会議員等に要望するものとなっております。項目は、全部で 5 項目となります。

「公職選挙法等改正に関する要望書（総務省に対する要望項目）」はB要望と呼ばれまして、各市の永年の実務経験と現下の社会状況を鑑み、切実な問題として総務省を始めとする関係省庁に法令等の改正を含め、改善を要望するものとなっております。こちらは全部で 22 項目となっております。

これらを令和 4 年度に要望したもののうち、令和 6 年度の要望においても継続して要望するもの、要望内容に修正を加えるもの、要望から削除するもの、また、新規の要望の追加といったことを 8 月の主管課長・係長研究会議で協議いたします。

堺市の選管事務局といたしましては、令和 4 年度の要望内容のうち、要望内容が実現したもの以外は全て継続して要望と考えておりますので、その内容につきまして、令和 4 年度の要望書をもとに説明をさせていただきます。後ほど、委員のご意見をお伺いできればと思っております。

それでは、資料の 3 ページからの「公職選挙法等改正に関する要望書」を御覧ください。こちらの要望は全部で 5 項目となっております。順番に要望項目の説明をさせていただきます。

まず要望項目一つ目、8 ページ、執行経費の基準改正についてです。

国会議員の選挙等の執行経費の算出基準その他を選挙の執行に係る実情に即するよう、改められたいというものです。

理由としましては、物価や最低賃金の変動を踏まえて、漸増している労務賃及び嘱託手当と同様、投票所の投票管理者等の費用弁償額も適宜見直す必要があり、また、労務単価等の高騰により選挙公報配布やポスター掲示場設置等の委託経費も増大しており、実情に即して経費の算出基準を適宜見直す必要があるためとなっております。

9 ページを御覧ください。要望項目二つ目、衆議院小選挙区における分割市（指定都市にあっては分割区）の解消についてです。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区が同一の行政区内において複数の選挙区にわたる、いわゆる分割市が解消されるよう改められたいというものです。

理由としましては、市議会議員及び県議会議員の選挙区についても行政区が単位とされていることから、分割区は、選挙人に誤解や混乱を招くとともに、ひいては、政治への無関心や投票率の低下にもつながりかねないものであり、また、投開票事務を複雑化し、効率化を阻害する要因であると言わざるを得ないためというものです。

10 ページを御覧ください。要望項目三つ目、障害者等の選挙権行使を容易にするための制度改正についてです。

障害者及び重度の在宅療養者等の選挙権行使に係る次の事項等について、法令等の改正を含め検討されたいというものです。

一つ目、郵便等による不在者投票について、適用対象者の範囲の拡大を図るとともに、点字投票が可能となるよう、改められたいというものです。

二つ目、視聴覚障害者が候補者の政見等を知る機会を確保するよう改められたい、また、必要な経費について執行経費の算出基準を定められたいというものです。

理由としましては、在宅高齢者の投票機会の拡充について、近年では要望が多数寄せられており、総務省が設置した投票環境の向上方策等に関する研究会の平成29年6月の報告書におきましても、郵便等投票対象者を、現在、要介護5のみであるところを、要介護4及び要介護3全体を対象とすることが適切とされているためです。

11 ページを御覧ください。要望項目四つ目、地方公共団体の議会の議員の便乗による再選挙及び補欠選挙を行うべき事由が生ずる場合並びに地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律による統一選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長の選挙について当該選挙を統一選挙として行うこととする事由が生ずる場合の法定期限の変更についてです。

理由としましては、現行の公職選挙法の規定では、便乗による再選挙又は補欠選挙を行うことを決定してから当該選挙の告示の日までの期間が短いなど、これらの選挙の準備に要する期間としては短いため、被選挙権の行使の保障の面からも、選挙の管理執行の面からも、支障を来すおそれがあるためです。

12 ページを御覧ください。要望項目五つ目、選挙公報の配布義務の緩和についてです。選挙公報の配布義務の規定を、補完措置を講ずることにより、努力規定に改められたいというものです。

理由としましては、選挙公報については期日前投票の利用割合が増加していることもあり、ホームページへの掲載や公共施設等への設置等、有権者が投票前に閲覧できるよう、様々な補完措置を講じていること、また、選挙公報を各世帯へ直接完全配布することは、事実上非常に困難であり、引き続き様々な補完措置を講じていくことから、努力規定に改正していただきたいというものです。

それでは続きまして、13 ページからの公職選挙法等改正に関する要望書（総務省に対する要望項目）の説明をさせていただきます。

こちらは22項目ございますが、うち2つは要望が実現しております。主に実務における改正要望で、例えば添付書類の緩和、現在行っている手続の明文化、事務の軽減などとなっております。主な項目を抜粋して説明させていただきます。

まず20ページを御覧ください。投票管理者、開票管理者及び選挙長並びに同職務代理者の告示に係る住所の記載の変更についてです。

投票管理者、開票管理者及び選挙長並びに同職務代理者の告示について、住所を選任資格を有することがわかる範囲内での記載とするよう、改められたいというものです。

氏名及び住所を告示された投票管理者等が、行政対象暴力を受ける可能性があり、これらの被害を受けないよう配慮すべきであること、また、個人情報保護の観点から住所は、選任資格が確認できる範囲の記載があれば足りるとする理由から要望していましたが、令和4年に公職選挙法施行令が改正され、住所の全部の告示に支障があると認め

るときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができるとされましたので、今回は要望項目から削除いたします。

23 ページを御覧ください。10 番目の要望項目の、未使用の投票用紙等の保存期間の見直しについてです。

未使用の投票用紙の保存期間は、当該選挙に係る議員の任期間とされていましたが、当該選挙及び当選の効力が確定するまでの期間とするよう、改められたいというものです。

選挙及び当選の効力が確定した後においては、投票に関する書類とされている未使用の投票用紙を任期間保存する実益はないとの理由から要望しておりましたが、令和 5 年に公職選挙法施行令が改正され、保存期間が見直されましたので、要望項目から削除いたします。

それでは、28 ページを御覧ください。17 番目の要望項目の、最高裁判所裁判官国民審査の投票所外の氏名掲示の廃止についてです。要望項目の 15 から 17 につきましては、衆議院議員総選挙に関する要望となっておりますが、項目 17 は、最高裁判所裁判官国民審査における投票所外の氏名等の掲示は、廃止することとされたいというものです。

これまで、各投票区内にあるポスター掲示場のうち、1 か所以上に、最高裁判所裁判官国民審査の氏名掲示を行うこととなっております。堺市では、各投票区の投票所に一番近いポスター掲示場 1 か所に国民審査の氏名掲示を設置しております。

こちらにつきましては、国民審査の投票用紙には氏名が明記されており、また、審査公報も発行されているため、この氏名掲示を廃止しても、有権者への周知には特段の支障はないと考えられるため、廃止を引き続き要望するものです。

続きまして、28 ページの 18 番 直接請求に係る署名審査期間の延長についてです。

直接請求は、これまでの例によれば告示された法定署名数を大幅に超えた署名簿が提出されるのが実状であります。署名の効力に係る審査期間は 20 日という大変短かいものとなっているため、審査等の対応に困難をきたしており、審査期間を延長する必要があるというものです。

実際、昨年度の 6 月に、こちら堺市におきましても、I R 誘致の賛否を問う住民投票条例制定の直接請求がございましたが、このときは、7 月に参院選も控えておりまして、選挙の準備と並行して、短期間で 2 万件以上の署名の審査を行う必要があり、大変苦労しました。このことから、この要望は継続と考えております。

要望内容についての説明は、以上となります。

(中井委員長)

ただいま説明いただいた件につきまして、質問等ございませんか。

(星原委員長代理)

A 要望の 5 項目は、変わらないのですね。

(清瀬係長)

はい。こちらの事務局としては、そのまま継続でと考えております。

(星原委員長代理)

まだ解決に至っていないということですね。

(清瀬係長)

そうです。

(星原委員長代理)

B要望は、先ほどの2項目は達成されているので要望から外すということですね。

(清瀬係長)

はい。そうです。

(中井事務局長)

堺市としては一応そういう形で会議に臨みますけれど、他の指定都市から、例えばA要望で新規をやってくださいとか、もしくはB要望で新規をやってくださいというよう
なご意見がありましたら、それは順次会議の中で揉んでいくということになります。

(星原委員長代理)

例えばB要望からA要望に格上げするようなこともあるのですか。

(中井事務局長)

過去にそういうこともございました。

(星原委員長代理)

今回は特段そのようなことはないですね。

(中井事務局長)

はい。そこまでの格上げというのは必要ないかと思っております。

(中井委員長)

8ページのところで、執行経費基準改正というのがありますが、堺市の場合、どれほど
国の予算をオーバーしてるのですか。理由のところで書いてありますが、人件費などが
上がっているということは一般論としてはわかるのですが、パーセントで言うとどの程
度のものになりますかね。

(中井事務局長)

これまで衆議院なり、参議院なり、国政選挙で補助金が出て基本的には全額賄えているという形にはなっております。執行経費の基準額としては、オーバーする年もあるのですが、調整額ということで、オーバーした後に調整額の要望を出しまして、国で認められれば、例えば1000万円なり2000万円なりオーバーしたとしても、これこれこういふことで、例えばコロナ対策が必要であったとか、こういう形で経費が必要であったのでということで、その理由を提出して、それが認められれば、国から補助が出るという形になりますので、これまでのところは、執行経費を仮にオーバーしても、オーバーしたけれどこういう要素がありましたので調整費をくださいということで認められてきましたので、最終的には国費の範囲で賄えているというのが現状ではございます。ただ、本来であれば、当初の基準額の枠内で収まるというのが望ましいので、元々の基準額自体を上げてくださいということです。

(中井委員長)

今の説明ですと、実質的な堺市の財政から見たら被害はないけれども、足らずを国に追加要望しなければならないという手間がかかっているということですね。

(中井事務局長)

はい。ただ今後につきましては、一応聞いておりますのが備品関係で、例えば、投票用紙の交付機であったりとか、開票所に使う読取機であったりとか、そういういろんな機材、備品について、これまでは全部国費でみていただいたのですが、要はそういう機材については、当然、市長選や市議選などの地方選挙の中でも当然使い回しをしますので、一定の割合については、もう市の単費でみてくださいと国から言われております。今までは計画的にトータルで購入してましたので、国費でこの部分はみて、次の選挙のときには市単費でとかいうことで、国費で全額みていただいたのですが、買う場合は、これから一律に一定の割合の部分を市単費でみてくださいということを総務省から言われております。今後、国政選挙で備品の関係の部分については一定の割合は、そんなに大きい金額ではないとは思いますが、市単費が出てくるとは思います。

(中井委員長)

わかりました。

(中井委員長)

12 ページの、選挙公報の配布義務の緩和というのは、時代を踏まえた要望ということで、これでいいですね。

(中井事務局長)

この選挙公報の配布については、各市とも、かなり切実な部分があるようでして、やはり都市によっては配布範囲が大きいとか、山間部等もありまして、また、選挙期間が

短い選挙もございますので、その期間に全世帯にもれなく配布するというのは、なかなか現実的に難しいという部分がございます。毎回、この部分については、もっと文言を強くとか、修正したりとか、これが割と一番、指定都市の会議では意見がよく出るところではございます。

(星原委員長代理)

ホームページに選挙公報の紙面を掲載しているのなら、配布義務を緩和してもよいでしょう。

(中井事務局長)

一応、ホームページには載せているのですが、公職選挙法上は、国政選挙に関しましては、選挙期日の2日前までに配布しなさいという規定がありますので、各市とも、苦労しているという現状です。

(山口委員)

希望者だけに送るということはできないのですか。

(中井事務局長)

現状では、公職選挙法に違反することになります。

(中井委員長)

他には質問等ありませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、ただいまの案件1 公職選挙法等改正に関する要望については説明を了とします。

次に、案件2 令和5年度指定都市選挙管理委員会連合会通常会議についての報告をお願いします。

(中井事務局長)

はい、資料の33ページからになります。

令和5年6月15日木曜日、16日金曜日に、2日間かけまして令和5年度指定都市選挙管理委員会連合会通常会議が神戸市で開催されましたので、その概要について報告させていただきます。

まず通常会議の日程表でございますが、お手元の資料、34ページに記載のとおりでございます。

6月15日に会議、6月16日には、神戸大学の大学院の品田教授を講師といたしまして、「投票率について考える」を演題に、講演がありました。堺市からは、両日とも、山口委員と、事務局長の私、中井が出席いたしました。

会議の次第でございますが、資料の35ページを御覧ください。

まず5番の提出議題のところでございますが、第1号議案から第5号議案までございました。

その後、6番としまして、選挙結果について、各指定都市から順に報告がございました。

その後、7番としまして、令和5年度の役員選挙についてということと、最後に表彰状の授与がございました。

資料は抜粋しておりますが、まず36ページ、第1号議案として、令和4年度の指定都市選挙管理委員会連合会の事業報告を添付してございます。

まず、1番としまして、令和4年5月に、川崎市で通常会議が開催されております。

それから令和4年12月には、東京都で委員長会議が開催されております。

あと、37ページの4ですが、事務局長会議を、まず、令和4年4月に、堺市でウェブ会議で開催しております、また令和4年12月には、浜松市で対面の開催をしております。

会議内容の詳細につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして、42ページの8番、公職選挙法等選挙関係法令の改正に関する要望につきましては、会長市などによりまして、令和4年10月19日に要望行動が実施されております。

要望内容につきましては、先ほど説明させていただいた要望文が要望の内容でございます。

続きまして、44ページをめくっていただきまして、第3号議案でございます。

令和5年度の連合会の事業計画でございますが、今年度の通常会議でありますとか、委員長会議、事務局長会議などの開催について記載されております。

また44ページの5番、研修会の部分の(2)で、主管課長・係長研究会が記載されております。2回開催予定でございます、今回は堺市が当番市となっており、8月16日、17日に開催を予定しております。

今年度の会議につきましては令和6年度法改正要望に向けた検討が主な議題となる予定でございます。

続きまして、47ページでございますが、第5号議案として、令和5年度指定都市選挙管理委員会連合会表彰の被表彰者等の決定について提案されております。

提出議題につきましては、全て全会一致で承認されてございます。

それでは、35ページに戻っていただきまして、先ほど申し上げました、6番、その他といたしまして、選挙結果報告がございました。令和5年4月9日に執行されました統一地方選挙につきましては、各市から順次報告がございました。

続いて7番、令和5年度の役員選挙でございますが、今年度は、大阪市が会長市でございます、大阪市の委員長が会長となっております。

それから、広島市及び横浜市の2市が副会長市でございます、両市の委員長が副会

長となっております。

事務局からの通常会議の報告につきましては、以上のとおりでございます。

(中井委員長)

ただいまの通常会議の報告についての質問等はありませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

質問、意見などないようですので、通常会議の報告について了といたします。

案件3のその他は何かございますか。

(中井事務局長)

事務局からは、特にございません。

(中井委員長)

それでは、本日の委員会はこれで終了します。